

＊北海道公報

目次

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規 則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (食品衛生課) 一
- 化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (食品衛生課) 一
- 河川法施行細則の一部を改正する規則 (河川課) 二

公布された規則のあらまし

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (規則第百十一号)

一 趣旨及び内容

クリーニング業法施行条例の制定に伴い、規定の整備を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

◇化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第百十二号)

一 趣旨及び内容

化製場等に関する法律施行条例の改正に伴い、規定の整備を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

◇河川法施行細則の一部を改正する規則 (規則第百十三号)

一 趣旨及び内容

北海道流水占用料等徴収条例の改正に伴い規定の整備を行うとともに、道に提出する申請書及び届出書の写しの部数について改正することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

規 則

北海道規則第百十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十九年北海道規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及びクリーニング業法施行規則」を「、クリーニング業法施行規則」に改め、「省令」という。)の下に「及びクリーニング業法施行条例(平成十四年北海道条例第七十号)」を加える。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

別表を削る。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第百十二号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年北海道規則第百三号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条中「の規則」を「(条例第六条第一項において準用する場合を含む。)の規則」に改める。

第八条中「第十六条及び第十八条において」を「以下」に改める。

第九条中「第四条第三号」の下に「(法第八条において準用する場合を含む。)」を加える。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条中「届書」を「届出書」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第十二条」を「第十三条」に、「届書」を「届出書」に改め、同条第二項中「届書」を「届出書」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条中「死亡獣畜取扱場」の下に「の設置及び法第九条第一項に規定する動物の飼養又は収容」を加え、同条を第十六条とする。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達 也

平成十四年十二月二十日

金曜日

第十八条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第十七条とする。
第十九条第一項第六号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同項第八号中「第十六条」を「第十五条」に改め、同項第九号中「第十七条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

別記第一号様式中「平成」を削る。

別記第二号様式その一中「平成」を削り、同様式その二中「平成」を削り、「**採掘所長**

機」を「**採掘所長**」に改め、同様式その三中「平成」を削る。

別記第三号様式中「平成」を削る。

別記第六号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

別記第七号様式中「(第14条関係)」を「(第13条関係)」と、「動物飼養(収容)画

冊」を「動物飼養(収容)画(書)」に改める。

別記第八号様式中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」と、「動物飼養(収容)変更

(休止、廃止)画(書)」を「動物飼養(収容)変更(休止、廃止)画(書)」と、「第12条」を

「第13条」に改める。

別記第九号様式中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

別記第十号様式中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式その一及びそ

の二中「第15条」を「第15条」に改める。

別記第十一号様式中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

附則

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の化製場等に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の化製場等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第百十三号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年北海道規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「北海道流水占用料等徴収条例」を「河川法施行条例」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項を削る。

第六条の二の見出しを「(水門の指定等の公示)」に改め、同条第一項から第五項までを

削り、同条第六項中「第一項又は第三項の規定による指定の」を「条例第二条第五項(条例

第三条第二項において準用する場合を含む。)」の規定による」に改め、同項を同条とする。

第六条の三を次のように改める。

(竹木の流送の許可の申請)

第六条の三 条例第三条第一項の許可の申請は、別記第三号様式による申請書の正本一部及び写し一部を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 竹木の流送に係る計画の概要を記載した図書

二 流送区間を明示した縮尺五万分の一の図面

三 竹木の流送が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

四 その他参考となるべき事項を記載した図書

第六条の四中「第六条の二第三項」を「条例第二条第三項」に、「前条第一項」を「条例第三条第一項」に、「行なわれている」を「行われている」に、「きく」を「聴く」に改める。

第六条の五を次のように改める。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第六条の五 条例第四条第二項の規定による届出は、別記第四号様式による届出書の正本一部及び写し一部を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。

第六条の六を削り、第六条の七を第六条の六とする。

第八条第一項中「第三条」を「第七条」に改め、同条第二項中「第三条」を「第七条」に

「別記第三号様式」を「別記第五号様式」に改める。

第九条中「第四条」を「第八条」に、「別記第三号様式」を「別記第五号様式」に改める。

第十一条を削る。

第十二条中「省令」の下に「、条例」を加え、同条を第十一条とする。

第十三条の前の見出し及び同条から第十五条までを削る。

別表第一の一を次のように改める。

一 省令第十一条第一項(水利使用に関する許可の申請)の規定による申請書の写し

区		分		部	数
指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	政令第二十条の二各号に掲げるもの			五	部
	その他			二	部
二級河川に係る水		特定水利使用		五	五に 関係 市町 村の 数を 加え

利用	た部数
その他	二部

別表第一の二の表指定区間内の一級河川に係るものの項中「五部」に改める。

別表第一の四の表に備考として次のように加える。

備考 指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用で政令第二十条の二各号に掲げるもの及び二級河川に係る特定水利使用に関する省令第二十二条第一項に規定する申請に係るものにあつては、五部とする。

別表第二中「別表第二（第六条の七関係）」を「別表第二（第六条の六関係）」に改め、同表区分の項中「単価」を「単位」に改め、同表備考一中「木杭」を「木杭」に改め、同表備考二中「粗朶」を「粗朶」に改め、同表備考三中「帯梢」を「帯梢」に改める。

別記第三号様式を別記第五号様式とし、別記第二号様式の次に次の二様式を加える。

別記第3号様式（第6条の3関係）

許可申請書

年月日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

印

次のとおり河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）第3条第1項の規定により、竹木の流送の許可を申請します。

- 河川の名称及び流送区間
- 流送する竹木の種類及び数量
- 流送の方法
- 流送の期間
- 着地点における竹木の収集の方法

備考

- 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 「竹木の種類及び数量」については、竹木をその長さ及び太さごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

別記第4号様式（第6条の5関係）

地位承継届

年月日

北海道知事 様

届出人住所

氏名

印

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）第4条第2項の規定により、次のとおり届けます。

- 河川の名称
- 被承継人住所
氏名
- 承継の年月日
- 承継に関する事実
- 許可の年月日及び番号
- 許可の内容及び条件の概要

備考

- 届出人又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の河川法施行細則第六条の三第二項の規定によりなされている申請は、この規則による改正後の河川法施行細則第六条の三の規定によりなされた申請とみなす。